

愛知コミセンプリンター利用代金徴収基準について

1. この基準は、愛知学区コミュニティセンターに設置するプリンターの利用代金について必要な事項を定める。
2. 本基準は「**愛知学区コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則**」に準じ本規則の第1条～第11条の考え方に基づき利用するものとする。
3. 利用代金は、プリンターの利用者は次に定める代金を納入しなければならない。
(1) プリンター利用者は下記【表1】の利用代金を支払う事。

【表1】

	モノクロ		カラー		合 計
サイズ	A 4	A 3	A 4	A 3	
単価/枚	5 円		3 0 円		
枚 数	V	W	X	Y	コピー合計枚数
代金(円)	$5 \times V$	$5 \times W$	$30 \times X$	$30 \times Y$	支払い合計金額

注記：両面コピーは枚数2枚とする。

A 3用紙は枚数2枚とする。

- (2) 利用代金は【表2】に必要事項を記入し、代金を添え小封筒に入れ「コピー代金入金箱」へ投函する。

【表2】

日 時	利用団体名				
	モノクロ		カラー		合 計
サイズ	A 4	A 3	A 4	A 3	
単価/枚	5 円		3 0 円		
枚 数					
代金(円)					

4. 利用料金の免除・減免

次の各号に該当する場合は、利用金を減額又は免除する事ができる。

- (1) コミセン運営委員会が、**愛知コミュニティセンターの使用料を免除している団体**がその活動目的のために利用する。

※連絡協議会メンバーの各種団体の中で詰所等専用事務所を所有しない団体。

- (2) コミセン管理者が特別な事由があると認めた時は、利用料金の全額又は一部を免除する事が出来るものとする。

5. この基準の施行に関し必要な事項は、コミセン運営委員長が定める。

附則：この基準は、令和7年3月1日より施行する。